

令和4年度秋田県国土利用計画審議会 議事概要

1 開催日時 令和5年2月2日（木）午後2時から午後2時40分まで

2 開催場所 秋田県議会棟2階 特別会議室

3 出席委員

日野	智	会長	加藤	エリ子	委員	田中	洋平	委員
青木	満	委員	笠井	みち子	委員	竹田	勝美	委員
永吉	武志	委員	山陰	逸郎	委員	戸松	清一	委員
斎藤	祐希	委員						

（委員11名中10名出席）

4 議事

秋田県土地利用基本計画の変更（案）に係る諮問について

5 開催結果等

(1) 会議の成立

委員11名のうち10人の出席となり、条例に規定される定足数（過半数）を満たしたため、会議が成立した。

(2) 会長職務代理者及び議事録署名委員の指名

日野会長により、会長職務代理者及び議事録署名委員として、青木委員が指名された。

(3) 議事について

「議事 秋田県土地利用基本計画の変更（案）に係る諮問」について事務局が説明し、質疑応答後に変更案に異議のない旨答申することを決定した。

詳細については「6 議事概要」を参照

6 議事概要

国土利用計画審議会及び土地利用基本計画の概要の説明後、土地利用基本計画の変更案の個別案件について説明した。

事務局

(佐々木主事)

【説明概要】

- ・にかほ農業地域について、現況が農地、森林、原野等となっている区域において、日本型直接支払制度の活用の予定があり、農業振興地域の農用地区域であることが要件であるため、農業地域の拡大を行い、農振法における農業振興地域を拡大する。
- ・由利本荘森林地域（旧東由利町、東由利宿）について、現況が森林となっている区域において、隣接森林との一体的な利用・保全を図るため森林法における地域森林計画対象民有林を拡大する。
- ・由利本荘森林地域（旧東由利町、東由利蔵）について、現況が森林となっている区域において、隣接森林との一体的な利用・保全を図るため森林法における地域森林計画対象民有林を拡大する。
- ・由利本荘森林地域（旧鳥海町）について、現況が農地、森林、原野等となっている区域において、現況は原野であるが、周囲は森林となっていることから、隣接森林との一体的な利用・保全を図るため森林法における地域森林計画対象民有林を拡大する。
- ・にかほ森林地域（旧象潟町）について、現況が原野等となっている区域において、現況は原野であるが、周囲は森林となっていることから、隣接森林との一体的な利用・保全を図るため森林法における地域森林計画対象民有林を拡大する。
- ・小坂自然公園地域（十和田湖）について、十和田湖の面積確定に伴い、青森県十和田市に計上されていた面積 5,973ha を十和田市と小坂町にそれぞれ 6 割と 4 割に分けて計上したため、自然公園地域 2,389ha を拡大する。

議長（日野会長）

【意見・質問等】

それではただいまの案件について、審議を行います。御意見、御質問のある方は、挙手をお願いします。また、発言の前にお名前を仰っていただきますようお願いいたします。

戸松委員

にかほ農業地域拡大案件について、日本型直接支払制度とありますが、どういったものか教えていただけますでしょうか。

農林政策課
(山本主幹)

農林水産省で所管している補助制度でございまして、例えば農地の多面的機能を支える共同活動を支援したり、中山間地域等におい

農林政策課
(山本主幹)

て、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援したり、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援したりする制度でございます。

戸松委員

わかりました。ありがとうございます。

議長（日野会長）

他に、御質問、御意見がありましたらよろしく申し上げます。

竹田委員

整理番号6の小坂自然公園地域の拡大案件について、関連する個別規制法の措置欄に、後追案件とありますので、既に法律上十和田湖の面積は十和田市と小坂町に分けられていると思うのですが、分けたことの理由と、従前と比較して何が変わるのか教えていただけますでしょうか。

自然保護課
(瀬下主事)

分けた経緯についてですが、どこにも属していなかった十和田湖の面積が、平成20年度に青森県十和田市に6割、秋田県小坂町に4割分けられることが決定し、それに伴い、平成30年度に十和田八幡平国立公園における公園区域・計画に反映されました。

竹田委員

面積が分けられましたが、利用それ自体は湖でありますので、一体として2つの自治体が、1つの計画で行われているものなのでしょうか。

自然保護課
(瀬下主事)

面積を分けたことによるメリットについては承知しておりませんが、公園計画の数値が変更されたことで、土地利用基本計画上の自然公園地域の数値が変わりますので、変更案件として提出させていただいた次第です。

青木委員

当時の担当からお話いたします。

十和田湖については、水面だけではなく、陸域においても県境が確定していなかった部分がございます。陸域については、森林管理局の管轄をもって県域にするという形で使用しておりましたが、水面については、確定し得ずに平成20年度まで放置されておりました。しかし、青森県、秋田県、十和田湖町（現在の十和田市）、小坂

青木委員

町の協議により、県境が確定することによりいくつかのメリットがあるということで、ようやく確定することができました。そのメリットについては、県境確定以前は、十和田湖の面積は青森県及び秋田県の面積に含まれていなかったが、県境が確定し十和田市及び小坂町の面積が増えることで、地方交付税の対象となり、県や市の歳入が増加し、これをもって、当時の環境保全政策等に充当できるということが挙げられます。このことが協議により話し合われました。この協議の際に、県面積等変更していたものの、自然公園地域については編入されていなかったため、本年度変更案件としたのだと思います。内水面漁業の漁業権についても、県境確定以前は水産庁の許可を直接得ておりましたが、当該地区の協同組合が従前から青森県と秋田県と提携して漁業を行っておりましたので、現在もこのような形態をとっていると思われれます。

事務局
(三浦課長)

当案件については後追案件となっております、県境確定を受けて平成30年度に個別規制法上の計画を変更した後の、大本である土地利用基本計画の図面を変更するということになっております。

竹田委員

わかりました。ありがとうございます。

議長（日野会長）

他に、御質問、御意見がありましたらよろしくお願いします。

加藤委員

参考までに伺いたいのですが、整理番号1のにかほ農業地域拡大案件について、多面的利用ということで作物を植える計画等はあるのでしょうか。

農林政策課
(山本主幹)

申し訳ございません。その点については確認しておりません。

加藤委員

わかりました。ありがとうございます。

議長（日野会長）

他に、御質問、御意見がありましたらよろしくお願いします。

議長（日野会長）

1点伺いたいことがございます。

議長（日野会長） 整理番号1にかほ農業地域拡大案件についてですが、事務局の説明の中で、LUCKY の図面と実際の図面が異なっているとありましたが、こういったケースはよくあるのでしょうか。また、LUCKY の図面を正しい図面に修正することも可能なのでしょうか。

事務局
（佐々木主事） LUCKY については、国土交通省が管理している図面ですので個別規制法担当課が把握している図面とは異なる場合がございます。正しい図面は担当課が把握している図面ですが、LUCKY には反映しきれていないケースがございます。当案件は反映しきれていないケースであります。土地利用基本計画の変更が完了した後、LUCKY にも反映される予定です。

議長（日野会長） 修正する予定ということでよろしいでしょうか。

事務局
（佐々木主事） 仰るとおりです。

議長（日野会長） 他に、御質問、御意見がありましたらよろしくお願いします。

議長（日野会長） 御質問、御意見がないようでしたら、今回の諮問に対する結論をまとめたいと思います。原案に異議等ございませんでしたので、原案に異議ない旨を答申するということによろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（日野会長） ありがとうございます。
それでは、以上をもちまして、本日の議事としては終了になります。委員の皆様には御協力いただきありがとうございました。